

広島県告示第六百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局廿日市支局において、平成十九年六月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成十九年六月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道虫道廿日市線	廿日市市玖島字南川上一三〇番一地从ら廿日市市玖島字北川上八五四番地先まで	平成一九年六月七日